

## 工事等に係る最低制限価格制度について

浜中町が発注する工事・工事に係る委託業務等の競争入札において、ダンピング対策の一環として最低制限価格制度を導入しています。

対象工事等や設定基準等について下記のとおり掲載しますので、参考にしてください。

### 最低制限価格制度とは

競争入札執行時に、最低価格の入札者の価格が最低制限価格に満たないときには、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者が落札者となります。

## 1 適用工事等

### ○工事

原則として、予定価格が250万円を超える競争入札

### ○工事に係る委託業務

原則として、予定価格が100万円を超える競争入札

## 2 工事の最低制限価格の設定基準

予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とします。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

### 3 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定基準

#### 《土木工事設計》

予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とします。

- ①直接原価の額
- ②その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ③一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

#### 《建築工事設計》

予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とします。

- ①直接人件費の額
- ②特別経費の額
- ③技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

#### 《測量》

予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とします。

- ①直接測量費の額
- ②測量調査費の額
- ③諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

#### 《地質調査》

予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とします。

- ①直接調査費の額
- ②間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額